

香川労働局発表  
令和5年7月7日

香川労働局労働基準部 監督課  
課長 小林 弦太  
専門監督官 三津 直史  
監督係長 藤本 剛志  
(直通電話) 087(811)8918  
(夜間電話) 087(811)8926  
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

報道関係者 各位

## 2024年4月の改正労働基準法適用に先立ち、特設ページを開設 ～働き過ぎをなくすため、広く県民に対し、消費者などの立場での協力を呼びかけ～

平成30年(2018年)に公布された働き方改革関連法により、働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにするため、労働時間の上限規制が導入されました。建設事業、自動車運転者、医師についてはその適用が猶予されていましたが、その経過措置が終了し、来年4月1日から適用されます。

これらの業種では、ほかの業種と比べて残業が多く、その背景として、短い工期や、繰り返しの再配達が生じている取引慣行など、事業主自身の努力だけでは解決することが困難な課題があります。

香川労働局(局長 栗尾<sup>くりお</sup>保和<sup>やすかず</sup>)では、今般、広く県民に対し、これらの業種での長時間労働を防止するための協力を呼びかけるため、特設ページを開設し、啓発資料を作成・掲載しました。

本ページや資料では、再配達を減らすなどの具体的なアクションを個々人が行っていたこと、これらアクションに賛同いただける県民等がSNS等を通じて他の方に発信していくことを呼びかけています。

[https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/\\_112501\\_00013.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_112501_00013.html)



添付資料：

特設ページの画面イメージ

啓発資料「働き方改革のため消費者等一人ひとりの協力が必要です！」

# はたらきかたススメ! (適用猶予業種の時間外労働の上限規制)

## 働き過ぎをなくすため皆さまの協力が必要です

2024年4月から、ドライバー・建設業・医師も残業規制が始まります。これらの業種では、ほかの業種に比べて、残業が多く、過労死の労災認定も多く発生しています。

これらの業種では、働く人の長時間労働の背景として、短い工期の設定や、繰り返しの再配達が生じている取引慣行など、事業主の努力だけでは解決することが困難な課題があります。

個人や事業主に知っていただきたいことをまとめています。

## 消費者・国民等の皆様へ

働き方改革のため消費者等一人ひとりの協力が必要です!

厚生労働省が2023年6月に開始した「はたらきかたススメ」プロジェクトでは、消費者など一人一人が、荷物の再配達を減らすなど、ご協力をお願いしています。

以下のサイトや資料をチェックして、自らアクションいただき、また、是非、他の人にも情報を発信してください!

### 関連サイト・資料

[働き方改革のため消費者等一人ひとりの協力が必要です!](#) (香川労働局リーフレット)

[国民の皆様へ | はたらきかたススメ 特設サイト](#) (厚生労働省)

[上手な医療のかかり方.jp \(あなたが知れば、医療が救える。\)](#) (厚生労働省)

## 様々な業種の事業主の方へ

働き方改革関連法により、2019年4月から、取引先の事業者等に長時間労働を生じさせないよう取引上配慮に努めることが義務付けられました。取引先などに対して、著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更を行うことなどは避けましょう。

特に2024年度には、こうした法制の改正にも伴い、物流が約14%の郵送能力不足が生じる可能性があるといわれています。また、これまで一部に見られた著しく短い工期での建設工事の発注は困難になります。

次の関係情報も参照いただき、法改正に対応した事業の実施方法に見直しましょう。

### 関係情報

**働き方改革のため消費者等一人ひとりの協力が必要です！**  
 ~ 残業の多いドライバー・建設業・医師も残業規制が始まります ~

建設業、運輸業は、私たちの暮らしになくてはならない存在ですが、他の業種に比べ、残業が多く、働く人の健康を守るため、働き方改革が急務です。



図1 雇用者数100万人当たりの脳・心臓疾患の労災認定件数(上位業種)(農林業等除く)  
 厚生労働省「令和4年度「過労死等の労災補償状況」」及び総務省「労働力調査」(2022年)から香川労働局が作成

図2 月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者割合  
 総務省「労働力調査」(2022年)から香川労働局作成

2024年4月から、建設業で働く人、トラック・バス・タクシーのドライバー、医師も、他の業種と同じように、残業時間の上限規制が適用されます。

「はたらきかたススめ」プロジェクトでは、消費者など一人一人が、荷物の再配達を減らすなど、ご協力をお願いしています。サイトをチェックして、自らアクションいただき、是非、他の人にも情報をシェアしてください！

国民の皆様へ | はたらきかたススめ (厚生労働省特設サイト)  
 3分間の短時間PR動画なども掲載しています



これら業種の事業主向け情報も載っています

【公式Twitter】  
 @MHLW\_OWR



【公式Facebook】



#働き方改革

賛同の方はいいね・シェア/リツイート!!

サイト掲載情報例

宅配便を利用するとき

再配達削減のためにお願いしたい具体的なアクション

自分が1回で受け取れる日時・場所を指定しよう	配達状況の通知アプリを活用しよう	まとめ買いで配達回数を減らそう
急ぎ便は状況に応じて使い分けよう	相手が1回で受けとれる日時・場所を指定しよう	送り先の住所は正しく記載しよう
宅配ボックス・置き配を活用しよう	コンビニ受取りを活用しよう	街なかにある宅配ロッカーを活用しよう

わたしたちにできること 1

宅配便を1回で受けとれるように発注や受け取りの際はご協力ください！

わたしたちにできること 2

工事依頼のスケジュールにご配慮をお願いします！